

発行所

株式会社 F P シミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

相続税財産評価上の清算税率を47%に

Q: 相続税の財産評価をする際の清算税率が引き下げられたそうですが、何%になったのでしょうか。

A: 従来の51%から47%に引き下げられました。

【解説】

相続税法では、取引相場のない小・中会社の株式を評価をする際、純資産価額方式と呼ばれる方式を用います。

この純資産価額方式の特徴は、課税時期に会社を清算したと仮定する「清算所得」の考え方をとっていることで、課税時期における相続税評価額により評価し直した純資産価額と、その帳簿価額との差額に相当する評価益を、法人税法上の清算所得と考え、その清算所得に課されるべき法人税等相当額として、評価益の51%に相当する金額を、評価益から控除する方式をとっています。

今回、財産評価基本通達の一部が改正され、上記の51%の清算税率が47%に引き下げられました。

清算税率は、清算所得に体する法人税率30.7%+事業税率11%+道府県民税率30.7%×5%+市町村民税率30.7%×12.3%の式で求められています。平成10年度の改正で法人税率が引き下げられたことに連動しての手当です。

なお、47%の清算税率が適用されるのは、平成10年4月1日以後の相続又は贈与により取得した財産の評価からとなります。

